

仕 様 書

件 名 鷹巣地域気象観測所除草作業

作業場所 北秋田市旭町4-32

期 限 令和6年9月30日

計2回の作業を下記の日程を目安に行うこと。

詳細な日程については、監督職員と調整のうえ、決定すること。

1回目 7月中旬頃まで、2回目 9月下旬頃まで

作業概要 繁茂が著しい敷地内の雑草を刈り、処分するものである。

一般事項 (1) 仕様書及び図面に疑義がある場合は、双方協議のうえ監督職員の指示に従うこと。

(2) 作業時間は平日の8:30~17:00の間とする。また、現場管理を行い環境保全、事故防止に期すること。

(3) 本作業対象以外の施設等へ損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すこと。

(4) 作業完了後、速やかに作業開始前と完了後の敷地内の写真を監督職員に提出すること。なお、各写真は月日入りカラーとすること。

(5) 本作業に伴う発生材は、全て場外搬出とし、適法に処分すること。

特記事項 (1) 歩道沿いの作業は、周囲の通行に十分に注意しながら行うこと。

(2) 稼動中の施設であるので、監督職員と十分な連絡を行うこと。

監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

検 査 作業完了後、検査職員が検査を行う。

案内図

